

河内長野市

下水道用鋳鉄製マンホールふた
及び鋳鉄製防護ふた

設置基準書
施工基準書

改訂 平成31年1月4日

実施 平成31年4月1日

河内長野市上下水道部下水道課

1. 適用範囲

この設置基準書、施工基準書は、河内長野市が使用する下水道のマンホールに用いるふた及び防護ふたについて規定する。φ200、φ300、φ600及びφ900-600を対象とする。

種 類	
下水道用鋳鉄製防護ふた JSWAS G-3	呼び 200
	呼び 300
下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4	呼び 600
	呼び 600-900

2. 設置基準

2. 1 種類による設置基準

種 類		基 準
下水道用鋳鉄製防護ふた	呼び 200	公共汚水柵及び掃除柵を公道上もしくは車両通行箇所に設置する場合
	呼び 300	小口径マンホールを設置する場合
下水道用鋳鉄製マンホールふた	呼び 600	マンホールを設置する場合
	呼び 600-900	2号マンホール以上でマンホールポンプを設置する場合及び特殊な場合

2. 2 荷重区分による設置基準

種 類	基 準
T-25	車道幅員 5.5m以上または一方通行等で大型車両の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路
T-14	車道幅員 5.5m未満の道路 呼び 600 以上のふたについては、歩道含む
T-8	歩道、敷地内等 呼び 300 以下のふたについて

2. 3 スリップ防止ふた設置基準

種 類	基 準
車道用スリップ防止 デザイン	原則として車輛の通行できる箇所。 特段の理由がある場合を除いて、交差点、カーブ、坂道（5%以上）及び交差点（40m以内）などの箇所には設置することとする。
歩道用スリップ防止	歩行者が通行する箇所道路縦断勾配を考慮し設置することとする。

2. 4 転落防止装置の設置基準

種 類	基 準
φ600	マンホールポンプ設置箇所 (汚水)人孔深 3.0m以上の箇所 (雨水)人孔深 2.0m以上の箇所 人孔深に関わらず溢水の可能性のある箇所
φ600-900	すべての箇所

2. 5 一般事項

以上の事項に該当しない疑義については、別途協議の上決定する。

3. 施工基準

3. 1 下水道用鋳鉄製マンホールふたの設置据付け

原則として、「河内長野市 下水道用鋳鉄製マンホールふた 仕様書 附属書. 2 枠変形防止性能付調整部材及び無収縮流動性モルタル」に基づく製品とする。調整部材については、河内長野市が指定する製品とする。

無収縮流動性モルタルについては、

- (1) 無収縮性で、モルタル硬化後も収縮による隙間が発生しない。
- (2) 高流動性で、流し込み工法により、枠と調整リング間に隙間なくモルタルが充填できる。
- (3) 超早強性で、ふた据付後短時間で道路復旧が可能である。

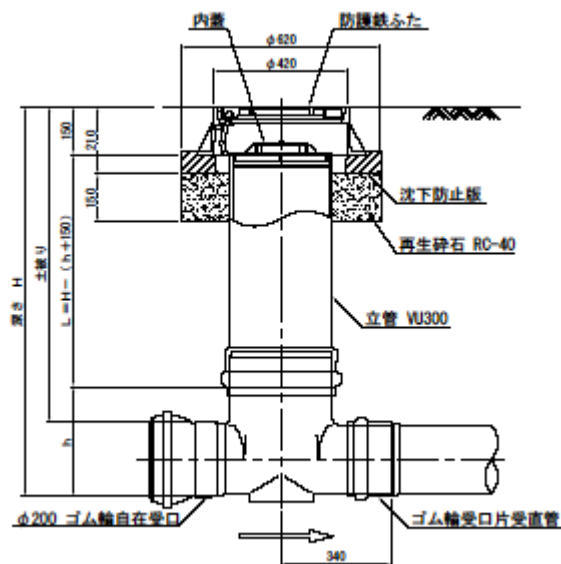
物性目標値を下記に示す。

項目	目標値
J ₁₄ ロート流下時間 (秒)	6±2
圧縮強度 (N/mm ²)	9.8 以上
収縮・膨張性	収縮しないこと

※ 圧縮強度は温度20℃、養生時間1.5時間での値
施工については、各製品の手順書に基づき行うこと。

3. 2 下水道用鑄鉄製防護ふたの設置据付け

小型マンホール及び柵周りの埋め戻しは、締固め性の良い材料を用い、十分締固める。埋め戻し土の締固めが不十分な場合、防護ふたの沈下の原因ともなるので、特に入念に施工することが重要である。



- (1) 立上り部の上端は、計画地表面から、15cm 下がりとする。
- (2) 防護ふたの基礎は、再生砕石で $t = 15\text{cm}$ とする。但し通行量により基礎厚を変更する場合がある。
- (3) 防護ふたの方向は、蝶番を下流側に設置する。

3. 3 一般事項

以上の事項に該当しない疑義については、別途協議の上決定する。

4. 本基準書の実施

本基準書の実施については、平成31年 4月 1日とする。